

【Q 保育所運営費の弾力運用】

Q 保育所における運営費の弾力運用について教えてください。

A 保育所における運営費の取扱いについては、厚生省児童家庭局長通知「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号)で次のように定められている。

1 運営費の弾力運用が認められる要件

児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)が遵守されていること。
保育所運営費国庫負担金に係る交付基準及びそれに関する本職通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されていること。

給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されているなど人件費の運用が適正に行われていること。

給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されていること。

入所児童に係る保育が保育所保育指針を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切であること。

運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上に努めていること。

その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと。

2 運営費の運用(弾力運用)

項 目	要 件	限 度 額
人件費、管理費、事業費を相互に流用することは可能である。	上記 ~ の全ての要件を満たすこと。	無
次の積立預金の設定により次年度以降の経費に充当が可能である 人件費積立預金 修繕積立預金 備品等購入積立預金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記 ~ の全ての要件を満たすこと。 ・ 各積立預金を積立目的以外に使用する場合は、事前に所轄庁に協議し承認が必要。 	無

<p>保育所の経営に必要な次の項目の経費に充当が可能である。</p> <p>建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（土地取得費は含まない）</p> <p>土地又は建物の賃借料</p> <p>上記の経費に係る借入金（利息を含む）の償還又は積立支出</p> <p>事業に係る租税公課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記 ~ の全ての要件を満たすこと。 ・ 299号通知別表1の事業のいずれかを実施 ・ 社会福祉法人会計基準による経理処理 ・ 保育所施設・設備整備積立金を他の保育所に充当する場合は所轄庁に協議し承認が必要。 	<p>民改費として加算された額の相当額</p>
<p>同一の設置者が設置・運営する次の項目の経費に充当が可能である。</p> <p>1 子育て支援事業への充当 上記（土地取得経費を含む）及びの経費</p> <p>2 社会福祉施設等への充当 上記（土地取得経費を含む）及びの経費</p> <hr/> <p>3 保育所への充当 上記（土地取得経費を含む）（積立支出を除く）及びの経費</p> <p>4 子育て支援事業への充当 上記（土地取得経費を含む）及びの経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記 ~ の全ての要件を満たすこと。 ・ 299号通知別表1の事業のいずれかを実施 ・ 社会福祉法人会計基準による経理処理 ・ 資金収支計算書および資金収支内訳表の公表 ・ 毎年度第三者評価の受審・公表又は苦情解決体制の整備・公表 	<p>民改費として加算された額の相当額</p> <hr/> <p>運営費の3ヶ月分相当額（民改費含む）</p>
<p>保育所の長期的に安定した施設経営を確保するため、既存の積立金を統合して、次の積立預金への積立が可能である。</p> <p>人件費積立預金</p> <p>保育所施設・設備整備積立預金</p>	<p>各積立預金を積立目的以外に使用する場合は、事前に所轄庁(当該保育所の設置主体が社会福祉法人の場合は理事会)に協議し承認が必要</p>	<p>無</p>

3 繰越金の取扱			
項	目	要 件	限 度 額
	<p>前期末支払資金残高を取崩し以下の経費への充当が可能である。</p> <p>人件費、光熱水費等通常経費の不足分の補填に要する経費</p> <p>法人本部の運営に要する経費</p> <p>同一の設置者が運営する第一種・第二種福祉事業及び子育て支援事業の運営、施設整備等に要する経費</p> <p>同一の設置者が運営する小規模の公益事業（子育て支援事業を除く）で、保育所と一体的な運営を行う事業及び介護保険法の指定居宅サービス事業等の運営に要する経費。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記 ~ の全ての要件を満たすこと。 ・ 特別保育事業のいずれかを実施 ・ 社会福祉法人会計基準による経理処理 ・ 資金収支計算書の公表 ・ 毎年度第三者評価の受審・公表又は苦情解決体制の整備・公表 ・ 事前に所轄庁(当該保育所の設置主体が社会福祉法人の場合は理事会)に協議し承認が必要 <p>ただし、災害等やむを得ない場合、経常収入計の3%以下の場合省略できる。</p>	<p>無</p> <p>の公益事業の運営に要する費用への充当については前期末支払資金残高の10%を限度とする。</p>
	<p>当期末支払資金残高の保有は可能である。</p>	<p>過大な保有にならないこと。</p>	<p>当該年度の運営費収入の30%以下</p>